



# ICANN70 政府諮問委員会(GAC) リモート会合報告

---

2021年5月13日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課  
大内 朋哉

# 目次

---

1. 政府諮問委員会(GAC)リモート会合の概要
2. 主な議題
3. その他

# 1. 政府諮問委員会(GAC)リモート会合の概要

- ① 開催日:2021年3月22日(月)～3月25日(木)  
※ 2021年の1回目 (A会合:コミュニティフォーラム)
- ② 開催地:カンクン(メキシコ)  
→ 新型コロナウイルス感染症の影響からリモートで開催
- ③ 出席者:72か国・地域の政府、5の国際機関等(オブザーバー)
- ④ 主な議題:
  - (1) DNS不正利用
  - (2) 権利保護メカニズム(RPM)
  - (3) 公共安全作業部会(PSWG)アップデート
  - (3) 新gTLDの拡大
  - (4) gTLD登録データへのアクセス(WHOIS)

総務省から発表を実施

## 2. 主な議題

### (1) DNS不正利用

#### 1. 概要

- PSWG共同議長から、「DNSのセキュリティ、安定性、回復力に関する2回目の評価(SSR2)」の勧告の概要とともに、今後の取組の方向性について紹介があった。
- 関連のパネルディスカッションが開催され、Cloudflare社及びMozilla社から、DNS over HTTPs (DoH)及びDNS over TLS (DoT)に関する紹介があり、その後質疑が行われた。

#### 2. 総務省からの発表及び当日のやりとり

- 総務省から、レジストリ及びレジストラ等が、不正利用への対応に関するICANN契約内の規定遵守を強化するため、監査の強化など規定の遵守強化に向けた方策の検討について提案を実施した。

(参考) Japan's proposal on DNS Abuse

[https://gac.icann.org/presentations/\[DNS%20abuse\]%20JAPAN%20presentation.pdf](https://gac.icann.org/presentations/[DNS%20abuse]%20JAPAN%20presentation.pdf)

- 総務省からの発表を受けて、GAC議長及びPSWG共同議長から、総務省からの監査等の具体的な提案はDNS不正利用の課題への対応策として有益である旨コメントがあったほか、DNS不正利用の議題において規定の遵守強化等は重要なピックであり、今後本セッションの中で議論を進めていきたい旨発言があった。

## 2. 主な議題

### (1) DNS不正利用

#### 3. その他、主な議論

【今後の議論の方向性について】

- SSR2最終報告書の中には、「既存のレジストリ／レジストラとICANNとの契約では、ICANNの Contractual Compliance部門はレジストリに対してドメイン名の削除・凍結を求める権限を有していない」旨が記載されていること等について説明があった。
- また、今後の議論において、「DNS不正利用」の定義の議論に時間をかけるべきでなく、不正利用への対応策を重点的に議論することが必要である旨発言があったほか、既存の契約の規定に基づいてレジストリ／レジストラがとるべき義務の明確化や遵守強化に向けた議論を進めることの必要性が確認された。

【DoH及びDoTについて】

- 不正利用に使用されているドメイン名のテイクダウンやWebサイトのフィルタリングを実施する上で、DoHの影響を受ける可能性がある旨出席者から指摘があった。また、DoHは個人のプライバシーの保護に資する一方、著作権侵害等の違法サイトを保護することにもつながるため、今後GACとして更なる情報収集が必要との意見もあった。

## 2. 主な議題

### (2) 権利保護メカニズム(RPM)

#### 1. 背景

- 世界知的所有権機関(WIPO)の担当者から、ドメイン名自体の商標権等の侵害件数を減らすことを目的とする「権利保護メカニズム」の概要及びPDPフェーズ1最終報告書について説明があった。

#### 2. 総務省からの発表及び当日のやりとり

- 総務省から、我が国における海賊版サイトの被害や政府の取組状況を伝えるとともに、海賊版サイトに利用されているドメイン名への事後的な対応など、ICANNとの契約の規定を遵守するよう、GACの中で対応策を議論していくよう提案を行った。

(参考) Japan's proposal regarding domain names used for piracy websites  
[https://gac.icann.org/presentations/\[RPM%20session\]%20JAPAN%20presentation.pdf](https://gac.icann.org/presentations/[RPM%20session]%20JAPAN%20presentation.pdf)

- 出席者から、海賊版サイトに対しては一義的にはホスティング事業者側での取組が求められるが、ドメイン名の管理・登録を行う事業者はどこまで責任を負うべきかという質問があり、海賊版サイトの運営者が頻繁にドメイン名を変更してしまい運営者を特定できない等の課題がホスティング事業者への対応時にも発生しており、ドメイン名の管理・登録を行う事業者においても、ICANNとの契約に基づいた対応を進める必要がある旨回答した。

#### 3. その他、主な議論

- WIPOの担当者から、WHOISの暫定仕様により登録データの匿名化が進んだことで知財関係の紛争解決にも支障が出ていることや、価格のつり上げを目的とするドメイン名の取得に十分対応できていないこと等について紹介があった。

## 2. 主な議題

### (3) 公共安全作業部会(PSWG)アップデート

#### 1. 概要

➤ PSWG活動計画において設定されている以下の目標に関して、現在の取組状況の説明があった。

1. Develop DNS Abuse and Cybercrime Mitigation Capabilities
2. Preserve and Improve Domain Registration Data Effectiveness
3. Effective PSWG Operations and Stakeholder Relations

(参考) <https://gac.icann.org/file-asset/public/pswg-work-plan-2020-2021.pdf>

➤ 「gTLDにおける競争、消費者の選択肢と信頼に関する評価(CCT-Review)」における新gTLD拡大に関する勧告の履行や、EPDP Phase 2に関するWHOIS登録データへのアクセス及びデータの正確性等については、議論があまり進んでいない点が指摘された。また、より多くの国の法執行機関・消費者保護機関がPSWGに参画する必要がある旨についても紹介があった。

#### 2. 主な議論

➤ PSWG共同議長から、総務省からの発表にも言及しつつ、レジストリ契約において、レジストラは違法行為を禁止する規定をドメイン名登録者との契約の中にも含めることとなっているが、レジストリにはレジストラの取組をチェックする義務はなく、十分に規定が遵守されていない旨発言があった。

➤ また、コンテンツに関する不正利用については、責任を負う主体が明確ではなく、一義的にはWebサーバ事業者側での取組が求められるが、レジストラとドメイン名登録者との契約において何らかの規定がある場合には、レジストラにおいても対応が求められる旨の発言があった。

## 2. 主な議題

### (4) 新gTLDの拡大

#### 1. 概要

- ICANNは、「.com」「.net」等に限られていた分野別トップレベルドメイン名(gTLD)の種類を順次拡大しており、2012年ラウンドにおいては、全世界で計1930件の申請があった。現在、次回ラウンドに向けた申請時の要件等を検討中。

#### 2. 主な議論

【SPIRT (Standing Predictability Implementation Review Team; 次回ラウンドが予見可能性を担保できているか監督するチーム)について】

- GAC AdviceはGACからICANN理事会に対して提出されるため、SPIRTについてGAC Adviceを出したとしても、GACがその後の議論に関与できないのではないかという懸念が表明された。また、SPIRTへのGACからのリエゾン参加は必須であり、リエゾンがSPIRTでの議論内容をGACへ報告できるよう、十分な時間が与えられるべきである旨発言があった。

【DNS不正利用について】

- 次回ラウンドで追加されるドメイン名については、PIC (Public Interest Commitment: 公益のための誓約)に基づき、ICANNがDNS不正利用等に対して執行力を持てるようにすべきである旨発言があった。

【オークションについて】

- オークションの濫用を防ぐ方法についてはコンセンサスに至っておらず、GACとしては、オークション実施のインセンティブが働かないよう検討する必要がある旨発言があった。



## 2. 主な議題

### (5) gTLD登録データへのアクセス(WHOIS)

#### 1. 背景

- 2018年5月に施行された一般データ保護規則(GDPR)により、EU市民の個人情報については、本人の同意が無い限り原則公開できなくなったことを受け、ICANNが定める暫定仕様に基づき、該当するWHOIS上の情報が非開示となった。現在、正当な目的を有する者が非開示となった情報へアクセスするためのシステム(SSAD)の仕様について、議論が継続中。

#### 2. リモート会合での主な議論

- 自然人の登録データは全ドメイン名の11.5%程度であるにもかかわらず、現在57.3%の登録データが匿名化されている状況を踏まえ、GACとして引き続き、自然人以外の登録データについては公開されるべきである旨を主張していくことが確認された。
- 欧州委員会から、WHOIS上のドメイン名登録データのうち、30～40%が不正確なものと指摘する調査も存在するため、ICANNとレジストリ/レジストラとの契約上の義務に基づき、登録データの正確性を求めていくことが必要である旨発言があった。

#### 3. GACコンセンサスアドバイス

- 2020年8月24日のMinority StatementでGACが指摘している懸念(SSADの仕様や消費者保護の取組が十分でない等)を考慮し、適切な対応を取るよう、ICANN理事会へのAdviceが作成された。

(参考) Governmental Advisory Committee Minority Statement on the Final Report of Phase 2 of the EPDP on gTLD Registration Data  
<https://mm.icann.org/pipermail/gnso-epdp-team/attachments/20200824/aeab8dd/gac-minority-statement-epdp-phase2-24aug20-0001.pdf>

## 3. その他

---

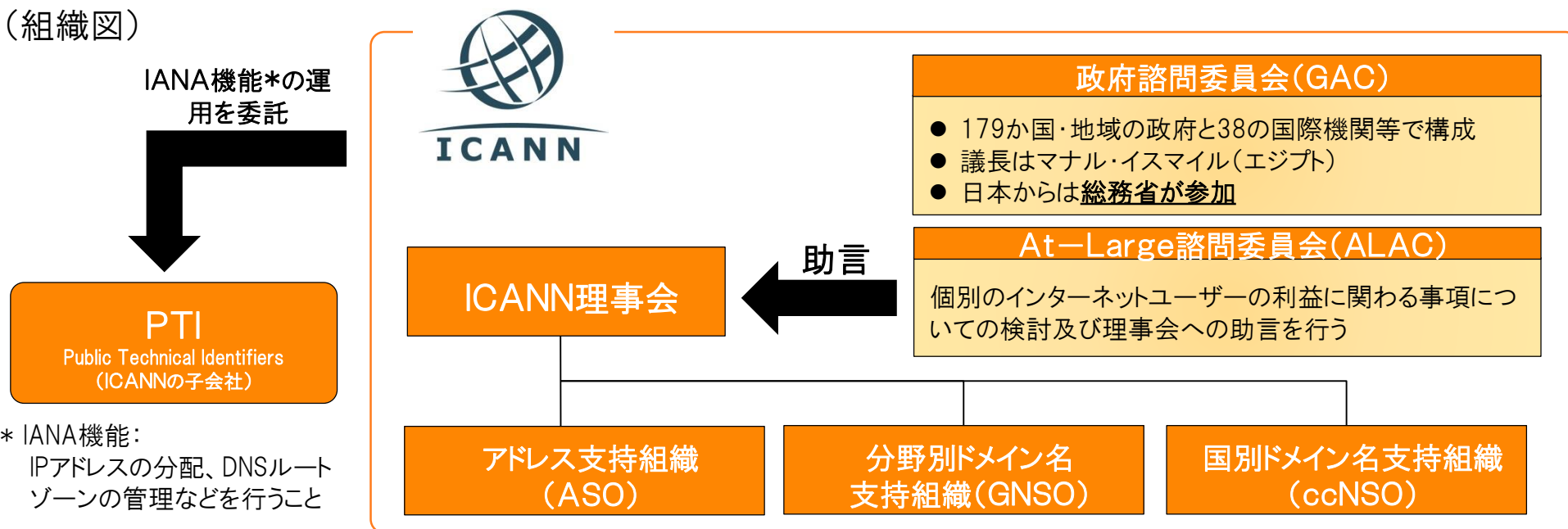
- 「セントビンセント及びグレナディーン諸島」が新たにGACに参加したため、GACへの参加国は179カ国(オブザーバーとして38の国際機関等)となった。

# (参考)ICANNの概要

## Internet Corporation for Assigned Names and Numbers

- 米国カリフォルニア州法に基づく非営利法人。
- 1998年に設立。本部はロサンゼルス。事務総長兼CEOはヨーラン・マービー(スウェーデン出身)。
- マルチステークホルダーによる監督の下、インターネットの重要資源の世界的な管理・調整業務を実施。
- 毎年3回の会合を開催。
- 総務省は政府諮問委員会のメンバーとして参加。

(組織図)



## (参考)参考URL

---

(1) ICANN70 GACリモート会合のコミュニケ(成果文書)

<https://gac.icann.org/contentMigrated/icann70-gac-communicu>

(2) ICANN69 GACリモート会合報告会資料

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/20201203-ICANN/icann59-3-ouchi.pdf>